

平成18年 第11回
教育委員会定例会会議録

平成18年11月14日(火)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2228号

平成18年第11回定例会

日 時 平成18年11月14日(火) 午前10時4分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	五味原 康
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	澤 孝一郎
	教 育 長	高 橋 良 祐
	委 員	横 矢 真 理

「欠席委員」 な し

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	川 畑 青 史
	参事(庶務課長事務取扱)	小 池 眞喜夫
	教育政策担当課長	堀 二三雄
	学 務 課 長	安 部 典 子
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	宮 内 光 雄
	指 導 室 長	藤 井 千 恵 子

「書 記」	庶務課庶務係長	阿 部 祥 子
	庶務課庶務係主事	荒 川 正 行

「議題等」

第1 教育長報告事項

- 1 平成18年第4回港区議会定例会提出予定案件について
- 2 平成18年特別区人事委員会勧告の概要について
- 3 学校給食調理業務の委託について
- 4 新赤坂図書館について
- 5 生涯学習推進課10月事業実績と11月の事業予定について
- 6 図書館・郷土資料館の10月事業実績と11月事業予定について
- 7 指導室11月事業予定について

第2 協議事項

- 1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて
 - (1) 学校教育の環境整備について
港区立小中学生海外派遣実地踏査について
 - (2) 社会教育の施策について

第3 審議事項

- 1 議案第29号 港区教育委員会文書管理規程の全部を改正する規程

「開 会」

五味原委員長 座ったままで失礼します。おはようございます。

時間も過ぎておりますので、ただいまより、平成18年第11回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時4分)

「会議録署名委員」

五味原委員長 本日の署名委員は、小島委員、お願いします。

第1 教育長報告事項

1 平成18年第4回港区議会定例会提出予定案件について

1 高陵中学校仮設校舎について

五味原委員長 それでは早速日程に入ります。

日程第1、教育長報告事項。

1 平成18年第4回港区議会定例会提出予定案件について、その1 高陵中学校仮設校舎について、参事、お願いします。

参事(庶務課長事務取扱) それでは、資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。

高陵中学校については、改築を予定しており、工事期間中の仮設校舎についてその場所等を探してまいりました。このほど用地が決まり、仮校舎の概要も決まりましたので、ご報告いたします。

まず用地でございます。港区南麻布四丁目5番、及び7番1で、面積は約5,677.2㎡でございます。1枚おめくりをいただきたいと思いますが、その右側に地図が載っております。ドイツ大使館の南側、また東側には中国大使館の別館がある所でございます。こちらの所有者は、国家公務員共催組合連合会です。用地の賃借期間ですけれども、来年の1月から平成21年12月と3年間を予定しております。

校舎の概要でございます。規模は、校舎鉄骨造3階建て1棟、建築面積1,192㎡、延床面積3,383㎡。それから体育館鉄骨造平屋建て1棟、建築面積850㎡、その他倉庫ということで、10㎡、合計で4,243㎡でございます。

内容でございますが、次のページをご覧いただきたいと思います。全体の配置図ですけれども、ドイツ大使館側の所に校舎3階建てを建てます。それから、さらに南側に体育館ということで、これを渡り廊下でつなぐという形になってございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。下の方に1階の平面図、それから上の方に2階の平面図となっております。1階の南側から、右から1年生の普通教室を2教室、それから玄関、昇降口、職員室と校長室との管理諸室を配置しております。北側には、給食保管庫、少人数教室、それから職員の更衣室、トイレ、印刷室、それから生徒用のトイレ、技術室及びその準備室ということで考えております。

それから2階でございます。南側に2学年の教室2クラス分、それから面談会議室、カウンセリ

ング室、保健室、放送室、図書室等を配置しております。北側には美術室とその準備室、それから生徒会、PTAの部屋、それから少人数教室、トイレ、理科室1とその準備室。

次をおめぐりいただきたいと思います。3階でございます。3階南側に3年生の普通教室を3クラス分、それからコンピューター室、それから調理被服室及びその準備室、教育相談室、倉庫、教材保管室、少人数教室、それから北側にトイレ、音楽室とその準備室という形で配置してございます。

なお、各部屋については、まだ現在学校と調整をしている部分がございます。全体のボリュームはこれで変わりませんが、部屋の入れかえとかそういう形のいじくりはあるかと思えます。

それからまた給食室についても、現在はここに給食室を設けず、青山中学校で給食つくったものを運搬するということで考えてございますけれども、これもさらに検討しておりまして、現在の給食厨房機器が使えるようかどうか、それから運搬の経費等その辺について調整をしているところでございます。

したがって、この部屋の配置については若干変更する可能性があるということでご理解をいただきたいと思えます。

それから、最後のページですけれども、体育館でございます。体育館については、バスケットコート15メートル×28メートルを1面とれる形にしております。それから男女トイレ、男女更衣室、それから体育器具倉庫、水のみ場等を予定しているところでございます。

なお、この配置図をご覧いただいておりますように、グラウンドがとれません。グラウンドについては、東側の道路を挟んで、自治大学の跡地がございます。こちらは特養ホームを建設する予定ですが、こちらの方に特養ホームをつくらない、そういう意味で利用できる土地が2,800㎡ほどございますので、こちらの方をグラウンドとして整備して使うというようなことで現在のところ考えてございます。

澤委員 最初の地図で見ると、ドイツ大使館の右側の三角みたいな所ですか。

参事（庶務課長事務取扱） こちら側が自治大学ですね。

説明は以上でございます。

五味原委員長 ただいまの説明につきまして、いかがでございますか。

澤委員 別に質問ではないのですけれども、当初教育委員会の原案では今の所に仮校舎を建てるというような案から比べると、賃料も建物も含めて14億円近くをかけて仮校舎ということなので、高陵中学校の生徒さん、保護者の方、地域の方に十分喜んで受け入れてもらえるような形で決まったということはうれしいことだと思います。

五味原委員長 ほかにいかがでございますか。

小島委員 夏のプールはどこかを借りて、水泳指導するのですか。

参事（庶務課長事務取扱） 近隣に本村小学校がございます。これは温水プールで地域開放もしているプールでございます。こちらの方を利用させていただく予定であります。

澤委員 歩いて5、6分ですね。

五味原委員長 ほかにございますか。

この仮校舎ということになりますと、約ふた夏、子どもたちが使うわけですね。この間は、空調に関してはどのようなふうを考えているのですか。

参事（庶務課長事務取扱） 空調は入れる予定でございます。

小島委員 建設強度上は問題はないのですか。

参事（庶務課長事務取扱） 仮設校舎、プレハブといいましても、建築基準法をクリアした、しっかりしたものですので、仮設とは言いながら、これはもう本設の建物と強度等については同じです。

小島委員 3階建てだからやはり安全にも十分配慮していただきたい。

五味原委員長 鉄骨になっています。

ほかにはいかがでございますか。それではこの件につきましては、よろしゅうございますか。

- 2 港区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例について
- 3 港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例について
- 4 港区立運動場条例の一部を改正する条例について
- 5 港区立スポーツセンター条例の一部を改正する条例について
- 6 港区立武道場条例の一部を改正する条例について

五味原委員長 2、報告事項1の2から6までの条例の一部改正について、一括して説明を受けたいと思います。生涯学習推進課長、お願いします。

生涯学習推進課長 それでは資料番号の3番から7番までを一緒にご覧いただければと思います。

まず、3番でございますけれども、港区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。これを見ていただいて、あと文言等全て同じになってございますので、一括して説明したいと考えております。

同条例の第18条にあります「助役」を「副区長」に改めるものでございます。施行日は平成19年4月1日からになります。こちらにつきましては、平成18年6月7日公布の地方自治法改正等で、区市町村の助役にかえて、区市町村に副区市町村長を置くものとしたことによるものです。

この趣旨といたしましては、第28次地方制度調査会等で言われていたことでございますけれども、地方分権の推進に資するとともに、地方公共団体の自主性、自立性の拡大を図るため、必要な措置を講ずる目的で、関係法令の整備をするということでございます。地方公共団体の組織の合理化、またその見直しということの趣旨の一つであって、今回、提案するものでございます。

港区では、第4回定例会の開催に向けて、今こちらを提出する予定でございます。

以上でございます。

五味原委員長 ただいまの説明につきましては、いかがでございますか。

澤委員 区全体の。前回出せなかったものですね。

五味原委員長 特別ございませんか。よろしゅうございますか。

- 2 平成18年特別区人事委員会勧告の概要について

五味原委員長 次に移らせていただきます。

2、平成18年特別区人事委員会勧告の概要について、参事、お願いします。

参事（庶務課長事務取扱） 本年10月12日人事委員会から、平成18年の勧告がございました。今後この勧告を踏まえ、労使交渉を経た上で、給与条例の改正など所要の措置がとられることとなります。本日はこの勧告の概要について、ご報告いたします。

資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。本年は給与等の民間企業への調査ということで、従来、企業規模100人以上の事業所について調査をしておりましたけれども、今年から50人以上の規模の事業所ということで調査をさせていただきます。

内容でございますけれども、何点かございます。一つは給料表の引き下げ、それから配偶者に係る扶養手当の引き下げでございます。

平成18年4月1日時点における民間企業の給与との特別区職員の給与の比較ということで、全体で1,788円、0.41%上回っていたため、この分について、給料表と、それから配偶者に係る扶養手当の引き下げを行います。扶養手当については、現在14,700円のところを1,000円引き下げて13,700円にする。これは配偶者及び配偶者のない第一子ということでございます。

なお、期末勤勉手当については、特に格差が微小であったということで、今回は引き下げ等はいたしません。

それから2番目に地域手当の支給割合の引き上げでございます。国等との制度上の均衡を図るために、地域手当の支給割合を18%に改定をします。ただし、当分の間、段階的にということで、現行12%ですけれども、1%引き下げて13%といたします。これに伴い、給料表を1%程度引き下げるといってございます。地域手当の割合を段階的に引き上げるといって、給料は逆に段階的に引き下げるといってございます。これによりまして何が違ってくかと言いますと、基本給を下げるという形ですので、退職手当、それから共済費等の事業者負担分などに差が出てくるということかと思っております。

それから3点目。3人目以降の扶養手当の引き上げでございます。これは官民の給与の比較とは別でございます。平成19年4月1日から実施をするものでございます。現在、扶養の1人目2人目の子は5,500円でございますが、3人目以降については4,500円でございます。国全体での少子化対策等に配慮するということで、3人目以降についても1人目2人目の子と同額の5,500円に1,000円引き上げるといってございます。

それからその他でございます。平成18年4月から給与改定までにおける民間給与との格差分については、3月に支給される期末手当において相当する額を減じて調整を行います。

それ以外に管理職手当の定額化ということも勧告されております。今後給与条例の改正の対応がとられますので、よろしく申し上げます。

説明は以上でございます。

五味原委員長 ただいまの説明につきましては、いかがでございますか。

澤委員 1番と2番は関係ないのですよね。独立ですよね。1番のところは、表になっているのは扶養手当を1,000円減額するということですのでけれども、文章では給料表及びという、その給

料表も変わるのですか。

参事（庶務課長事務取扱） 全体で差が1,788円だということで、それをどの配分で減額していくかということですが、一つは給料。給料というのは給料表の額を少し下げるという意味です。それからどういう手当に配分するかと、その1,788円をどういうふうに分けるかということですが、考え方としては給料に、基本給ですね、1,364円、それから扶養手当に220円、それからそれぞれはね返り等があって、合計で1,788円という形にするのですが、手当の額と全体としては扶養手当分220円という数字が出ていますが、額としては、もらっている人ももらっていない人もいますから、1,000円引き下げてちょうどこういう形になる。全体で1,788円を引き下げる。

澤委員 いずれにしても1,788円を引き下げるとそういうことになるわけですか。

参事（庶務課長事務取扱） はい。

澤委員 2番は、これ何のためにやるのですか。最初、国との制度上の均衡を図るために、地域手当の支給割合を18%に改定するというので、これ良いことなのかと思っていたら、今のご説明だと、給料表は1%引き下げるのだから、これプラスマイナスゼロになってしまうわけですよね。それで、先ほどの話だと、ボーナスと退職金、それは減ってしまうという話ですと、これは何のためにやるのかということなのですか。

参事（庶務課長事務取扱） 地方公務員の給与は、国等との均衡を図るという形が一つ大原則になっておりますので、そういう形での意味合いということで、どちらかと言うと、これは労使交渉の争点にもなるわけですが、基本給を下げるかそのままにするか、手当をどうするかと。基本給は影響が大きいのですが、その辺が争点になるところだと思います。

澤委員 だから簡単に言ってしまうと、国に比べると、地方公務員は優遇されているということなのですか、今の状況は。

参事（庶務課長事務取扱） 特にそういうことではございませんで、国の方が地域手当として18%にするという形ですから、特別区もそういう形でいきたい。ただ、給与のレベルというか水準というのは、基本給があって手当があって、その総体でできているわけですから、当然その手当の分を入れていくと……。

澤委員 全体は変わらないから、だからそうすると結果としては、皆さんにとってはマイナスになるわけですね。

小島委員 特別区人事委員会の勧告というのは、勧告を受け入れるかどうかは各区の判断でよろしいのでしょうか。そう言いますのは、今、使用者としての区と労働組合との間の交渉ごとだという話が出ていますが、と言うことは各区がその勧告をどう受け入れるかは独自性をもってできるのでしょうか。

参事（庶務課長事務取扱） 基本的には、この勧告は特別区の区長、それから特別区議会の議長それぞれに勧告という形をとっています。それぞれの議会、それから区はその勧告を尊重しなければならないという形で取り扱いされておりますけれども、年によってはその勧告のとおりには条例改正しないということもありました。それは区によって財政上のいろいろ厳しい状況ということが

あってということでしょうけれども、基本的には尊重するのでしょうか、各区の判断になるのか。

小島委員 そうすると労使交渉で決める余地はあるということになる。

参事(庶務課長事務取扱) 労使交渉自体は、これ特区連という形で、23区の組合と、それから特別区長会という形でやっておりますので、労使交渉が決まるのは一つ各区でやるというわけではない。これは委任しておりますので。

五味原委員長 ほかにございますか。この関係はどういうことになるのですか。2番にある地域手当の割合。これ自体は特別区人事委員会を出されているわけですね。23区の委員会でやっているわけですから、基本的には全て同じ地域という考え方になるわけですね。

それに対して、地域手当というこの部分との兼ね合いというのは何ですか、どういう関係になるのですか。

参事(庶務課長事務取扱) これも国の制度との均衡ということで、名称も昨年変えたわけです。地方によって給与の水準は違いがあるということで、基本的に国の方は地域ごとに手当の割合があります。もちろん支給されない地域もあるわけですが、特別区は国で言う一番高いパーセントの地域手当の地域と重なりますので、特別区の区域内の職員が一番高いパーセンテージのところになると思われます。

五味原委員長 ほかにいかがですか。よろしゅうございますか。

3 学校給食調理業務の委託について

五味原委員長 それでは次に移らせていただきます。

3、学校給食調理業務の委託について、学務課長、お願いします。

学務課長 資料ナンバー8をご覧くださいと思います。学校給食調理業務の委託についてでございます。

平成19年度委託実施予定校、来年4月から新たに委託を開始する中学校といたしまして、高陵中学校と高松中学校を考えております。

2として、既に実施している学校を挙げております。平成16年度から実施してまいりましたが、平成19年4月でこの2校が委託されますと、港陽中学校は除きますが、それ以外の中学校は全て委託が完了したということになります。

港陽中学校につきましては、小学校と親子給食をやっておりますので、それは小学校の方を進めていく段階で考えていきたいと思っております。

また、参考として、学校給食の流れと委託の範囲ということで図を掲載させております。の部分が委託の範囲ということになりますので、ご覧いただければと考えております。以上です。

五味原委員長 ただいまの説明に関しては、いかがでございますか。

小島委員 今の港陽中学校の説明で、港陽小学校と一緒に進めていく段階で考えさせてもらうということですが、どういう趣旨なのですか。

学務課長 港陽小学校と港陽中学校は、給食室が小中で一つ、調理室が小中一緒ということになっ

ていますので、中学校というくくりの中では一概には委託ができません。そういった意味で、順番的には中学校から始めるということになっておりますが、港陽中学校の場合はちょっと別の状況があるということでございます。

小島委員 いずれ港陽小学校と一緒に委託をするということですか。

学務課長 はい、そうです。

五味原委員長 ほかにいかがでございませうか。

澤委員 委託にあたっては、いろいろなご意見もあって、ただある種の合理化ということで委託の方向にいて、来年度2校、今学務課長の説明のように、港陽中学校を除くと9校の中学校の委託業務が完了するわけです。結局、当初の目的の合理化とかそういうことに対して、相対的な評価というのは、どこが、だれがやるのかということがちょっと知りたいたい。やりました、無事に終わりましたというのはそれはそれで結構なのですけれども、当初はいろいろ規模の小さい所もあつたりして、必ずしも各校でつくっていることが合理的ではないという大きな意見があつて始まつたことなので、教育委員会としては、ではその結果として、どのような、数値的なことなのか。それはどうなるのですか。

学務課長 確かに小規模校が多いと、それぞれの学校で給食の調理をするのはどうかというご意見もあるかと思ひますが、港区では自校方式でやることを基本的な考え方としています。それぞれの学校で給食室を持ち、それぞれで調理をしていく、それが大原則です。その中で区の職員の調理職でやるのか、委託でやるのかという部分がございます。そういった観点からいきますと、やはり人件費を抱えているよりは、調理で委託をしていった方が安くは上がってくることになりませう、金銭的な面だけで言へば。

小島委員 その関連で外部委託に反対されている方の意見の中で、特に大きいのは、食の安全の面から外部委託すると給食の内容や安全性が問題になるということでしたが、その観点から、外部委託して何か問題点はありましたか。

学務課長 今のところ、外部委託にして、食の安全という観点から大きな問題があつたということとはございませう。

五味原委員長 そのために栄養士さんが献立を立て、そして全ての食材を注文しているわけですよ。

ほかにございませうか。よくわからないのですが、給食に関しては、私費会計で別にやっておりますよね。例えば区からお米を援助していると、栄養職員が食材を買う、これの支払いをする、それからこの部分についてどんなふうに分けて、お金の出入りがなされているのですか。委託業者に対しては、区が直接払っているのかと思うのですけれども、どうもよくわからない。

学務課長 栄養職が行う食材の購入ということでございませうか。

五味原委員長 全体的に。給食全体にかかる経費のうち、どのように分けて、私費会計と、それから区の会計との間で分けていらつしやるのですか。

学務課長 まず食材費は確かに区が補助している部分がございますので、それは学務課の方で各学校に配っています。それとは別に、学校の方では給食費を集めて、その給食費全額を使って食材

を購入するという手続きがあります。それについては、栄養士が個々の献立を考える中で、それは当然区から支給される白米等の日数も当然調整しながら献立を立て、食材の発注をやっている。学校で行う食材の発注につきましては学校で栄養士が全て行うという形です。

教育長 基本的に私費会計の部分は食材費のみ、これは学校給食法に定められていて、これは私費会計です。それ以外のは全部公。つまり人件費から光熱費からそういったものは全部公で賄う。食材費のみが私費会計、こういう関係です。だから食材費の中でもあえて区が子どもの食の安全のためにおいしいお米を食べてもらいたいと言って、そうやって公費を投入するという場合もありますけれども、基本的にはそのほかの食材というのは私費です、あとは全て公費。

五味原委員長 よくわかりました。

ほかにはいかがでございますか。

小島委員 全体的な評価としては、非常にプラスになっているということによろしいのではないですか。先ほどの澤委員の全体的評価というか、経費的な面もあるし、また我々も学校訪問した際に給食をいただきますが、内容も味も良いと思います。

五味原委員長 外部委託というのは、それなりの目的があってやり出したわけですから、平成18年度で80%以上の学校がクリアするわけですから、来年度早々に一度、実際にメリットが出てきているのか。多分人件費が非常に大きいポイントでしたから、一挙には出ていないと思いますけれども、一度チェックをする必要があるのではないかと思いますよね。

ほかにございますか。

小島委員 小学校の方はどんなふう考えているのでしょうか。

学務課長 給食の委託につきましては、基本的に調理師さんの退職状況を見ながらやっていくということになっております。中学校につきましては、その上で小規模校からという形でやってまいりました。小学校につきましてはどうしていくかというのは、今後、労使の交渉もありますので、その中で具体的に決めてまいりますけれども、基本的には調理さんの退職状況を見ながら進めていくというふうに思っております。

五味原委員長 調理をやっている、給食をしている職員というのは、身分的にはどういう身分になるのですか。

参事(庶務課長事務取扱) 職種は給食調理という職種で、区で採用する職員です。

小島委員 他の職種への転換は不可能だったのですか。

参事(庶務課長事務取扱) 現在のままでは転換はなかなか難しいのですけれども、制度をいじって異職種従事というような形でやることはできますけれども、いろいろな方がいらっしゃるの、例えば事務の仕事に移れるかどうかというようなことも、人によってそれなりの能力という違いがございます。ただ、現在の制度上は事務にすぐつくという形はできません。ですからそれは制度の変更等が必要になってくるということです。

五味原委員長 よろしゅうございますか。

横矢委員 栄養の職員の方々が一同に集まったりして、情報交換というか、例えば良い食材をまとめて買う方法があるよとか、何か情報交換したりするような場というのは持たれたりしているの

ですか。

学務課長 栄養士につきましては、月1回、この庁舎に集まって情報交換会というのですか、こちらから学務課からお知らせする部分もありますし、お互い栄養士同士の情報交換会という形で月1回開催されています。

教育長 委託をしている学校の給食は、10月18日の朝日中学校の学校訪問のときに委員の皆さんもいただいたかと思います、大変おいしくいただいたという。そう言われてみれば、今年まだ学校訪問、中学校は朝日中学校だけなのですね。

指導室長 ランチルーム。

教育長 概して評判がいいのではないですかね。

五味原委員長 今まで、小学校中学校の学校訪問で食べた給食で、これはと首をひねるのはありませんでしたね。ほとんど非常によくできているな、いい味だな、これなら子どもたちほとんど食べるのではないかという感想を持てるような献立でした。

ほかにございますか。

4 新赤坂図書館について

五味原委員長 それでは、ないようでございますので、次に移らせていただきます。

4、新赤坂図書館について、図書・文化財課長、お願いします。

図書・文化財課長 資料ナンバー9をご覧ください。新しい赤坂図書館の整備につきましては、これまでも何度か委員会に報告してまいりましたが、このたびの定例会におきまして、赤坂図書館並びに南青山保育園の借地権付建物譲渡契約を締結する予定でございますので、改めてご報告をいたすものでございます。

名称、所在、規模につきましては、赤坂図書館が南青山一丁目3の3という住居表示になってございます。規模は、前回実設計の説明のときにお知らせしているとおり、鉄筋コンクリート造、地下2階地上46階建の3階部分、1,400㎡でございます。それから平面図は別紙のとおりでございます。

概要でございますが、実設計でご説明したときとおおむね同じような形でございます。貸出カウンターですとか、レファレンスカウンター、一般公開書架、それから新聞・雑誌コーナー、児童コーナー、中高生向け読書コーナー、それからパソコンコーナー、視聴覚コーナー、多目的室、盗難防止ゲートリーダー、対面朗読室、閉架書庫、事務室という構成でございます。

開設の予定でございますが、平成19年4月1日を予定しております。

建物の引き渡しでございますが、平成19年3月20日を予定しております。

それから6番目、現赤坂図書館でございますが、移転準備のため平成19年3月18日から閉じたいと考えてございます。

それから閉じること、新館移転についての周知方法でございますが、広報みなと、図書館ホームページ、ちらし・ポスター等で周知してまいりたいと思います。

簡単でございますが、以上でございます。

五味原委員長 ただいまの報告につきましては、いかがでございますか。

小島委員 この新赤坂図書館の建築については、PFI方式でなされましたが、このPFI方式によって、区ないし教育委員会にとってどんなメリットがあったのか、と、また請負った業者さんにとってどんなメリットがあったのか、簡単に教えていただきたい。

図書・文化財課長 赤坂図書館だけで申しますと、1,400㎡ですけれども、これだけのものが4億ちょっとでできたということで、経費的にもすごく安いかと思います。それから、業者の方のメリットといえますか、これは東京都の都営住宅の中の全体の開発の中でございますので、保育園の方もメリットがございますし、民間の経費を使って効率的に安くできることが業者側のメリットだと思います。

小島委員 業者の方のメリットをもう少し詳しく。

図書・文化財課長 開発した業者はそれぞれ6社ございますが、特定目的会社ということで、今は南青山アパートメント株式会社ということになっておりますけれども、それぞれ出資をして、そこで大学の人は大学の容積をいただけるとか、それぞれメリットがあると考えております。そういう質問の想定でございませぬ、ちょっと気がきかなくて。説明がちょっとあれですけれども。

澤委員 これ私が聞いているところによると、別段図書館だけを切り取ってやったわけではなくて、建物全体だから、だから港区に業者が図書館部分でどのぐらい出すかということは、これだけで業者はもうけるもうけないということではなくて、建物全体でもうけているのですよ。

五味原委員長 平たく言えば、港区は、建物全体ができたうち、図書館をはじめ、ある一部の分譲受けたようなものです。

小島委員 自分で自分でやるよりは安く取得できた。

澤委員 たしかこの46階建ては都営住宅ではないのですよね。

図書・文化財課長 住宅と大学とが。

五味原委員長 次長によく説明してもらいます。

次長 ここはもともと都有地でございます、この都有地を東京都が70年の定期借地権をつけて事業者の公募をした。その中に都営住宅、それからうちの保育園、図書館が入る。それは70年間定期借地権のもとで我々はここを使えるというメリットがある。逆にいえば、71年後にはこの権利は何もなくなりますので、図書館、保育園はその時点ではなくなる、こういうこと。

S P C、いわゆる特定目的会社をつくってやりましたので、メリットの多くは東京都がイニシャルコストを一切負担しなくてよかった。つまり建設経費の一切は、この特定目的会社が資金調達をして建てた、こういう格好になります。東京都に対しては、定期借地権相当分の地代を払うという形になります。

事業者のメリットは、その間テナント、うちは違いますけれども、買い取ってしまいましたから、その他のテナントから地代、家賃をとれることになります。

うちのメリットは、今建設単価のコスト減がありますけれども、大きくは建設にかかわって、我々は要するにユーザーとして口出すだけで建ててしまった。要するに基本設計も実施設計も何もしないで、あそこにあれがいい、これがいい、あそこにといいことを言っているだけでできてしまった

という、非常にそういう意味ではほかの図書館とは違う、事務上というか、仕組みとして我々としては非常に楽な形になっている、こういう格好でございます。

澤委員 私が地元で聞いたところによると、これ最初都営住宅かと思ったのです。都営住宅ではないのです。都営住宅は隣に建つわけ。ですからここは高級な賃貸マンションなのです。

小島委員 そうすると特定目的会社が賃貸業者になるわけ。

澤委員 だから東京都に地代を払うかわりにそういうものを建てて。

次長 いろいろなスキームで事業者は応募しましたが、結果的に今の計画は2棟建てになっていまして、そのうちの低層階が多分都営住宅、都は都営住宅を買い取った。ここにつくらせてできなかった都営住宅を買い取った形。もう一つは、事業者が超高級賃貸マンションをつくりましたので、その事業者はその高級賃貸マンションから出るあがりでの経費を賄っている、そういう。

小島委員 非常によくわかりました。

澤委員 この図書館はそういう人が結構利用する可能性があるわけですよ、上から降りてきて。だから部外者にとっても結構。港区はもっと安く買っていい。

五味原委員長 もともと赤坂図書館については、賃貸契約を1年1年更新してきて、どちらにしても早晚返さなくてはならない、それでここに移る。ただ、旧図書館に比べると少し床面積が減るのでしたよね。いかがですか、この全体を見た場合、館長から見ると使いやすく、それなりに狭くなった感じはしませんか。

図書・文化財課長 面積的には若干狭くなっていますが、ワンフロアで全てが賄えますので、今2階建て、この辺の違いがございます。ただ1点、柱がちょっと太いのです、47階建てのビルなものですから、それがちょっと目障りかなというだけで、それ以外はよろしいのではないかと考えています。

五味原委員長 使い勝手はよろしゅうございますか。

ほかにはいかがでございますか。

教育長 ここは駅前型の新しい図書館というようなコンセプトで、ここで本を読んだりなんかするというよりは、貸し出しを専門にするというか、サラリーマンを対象にするというか、そういうコンセプトがたしかあったはずなのですが、その辺どうですか。

図書・文化財課長 確かに駅からすぐ近くにありまして、駅前型図書館ということで、……書架も4万冊と入れられるようなものがございまして、10万冊程度を置いておいて、貸し出しを中心にしながらも、閲覧もできる状態をつくっていくというふうに考えてございます。

メール便がございまして、そこには本は、翌日、翌々日にはもう届きますので、貸し出し型ということでは十分機能する、いけると考えております。

五味原委員長 ほかにいかがでございますか。

5 生涯学習推進課10月事業実績と11月事業予定について

五味原委員長 ないようでございますので、次に移らせていただきます。

5、生涯学習推進課10月事業実績と11月事業予定について、生涯学習推進課長、お願いしま

す。

生涯学習推進課長 それでは資料番号の10番をご覧ください。毎月報告しております放課GO事業の平成18年度参加児童数一覧でございます。放課GO みたは、一番最後10月にスタートしてございます。

続きまして、次のページをご覧くださいと思います。上の表は10月の生涯学習推進課事業実績表でございます。それぞれの事業がございます。スポーツ系では、キンボールです。それから放課GO の実行委員会があり、26日、30日、31日と、それぞれ幼稚園、小学校、中学校のPTA会長との懇談会がございました。

次に下の表でございます。11月の生涯学習推進課事業予定表でございます。

26日ですが、一番下に書いてございます、総合型地域スポーツクラブ啓発セミナーを六本木中学校で予定してございます。お手元に参考までにそのちらしをお配りさせていただきました。当セミナーについて、約200名の参加を予定してございます。

それから続きまして、スポーツセンターの利用集計表でございます。団体利用がプール利用の関係でふえてございます。6月から9月は個人利用に切り替わります。しかし、10月からまた団体利用になります。あとは同様の動きをしてございます。

最後に、運動場の利用集計でございます。麻布運動場は、利用人数がふえております。それから先月、芝公園多目的運動場、アクアフィールド芝公園がオープンしまして、1,950人の利用があったということでありまして。他の運動場は先月と同じような動きをしております。

以上でございます。

五味原委員長 ただいまの報告につきましては、いかがでございますか。

澤委員 放課GO は各地域順調に広がって行って、利用者も月平均ですと20人前後ということで、これ課長から見ても大体あれですか、順調に。

生涯学習推進課長 月を経るごとに安定してきているのかと実感しております。

澤委員 いろいろご苦労はあるかと思えます。もう1点、ちょっと私先週教育委員とP連の会長さんとの懇談に出張で参加できなくてこういう質問するのはまずいのですが、この10月の実績表で、各幼小中の会長と事務局との懇談会が3日にわたって開かれていますけれども、これ一つずつ何か簡単にポイントみたいなのは、課長から見てもポイントになる話題というのか。それをちょっとお話いただけると。

生涯学習推進課長 こちらPTAとの懇談会は生涯学習推進課で主管してまして、各事務局の課長の出席でPTAとの懇談をさせていただいたのです。その中でやはり小学校、中学校とも学校選択希望制の内容についてやはり関心を持っているというようなこと。それからまた幼稚園については、やはり3年保育等についての要望というか、質問等が去年に続いて出ているということでございます。

それからあと、いじめに関する話題で、PTA会長の方からその辺の話を少ししていただけないかというような申し入れ等がありました。今のニュース報道等に呼応して、そういうことがあったということでございます。以上です。

五味原委員長 ほかにいかがでございますか。この放課GO、今の7校、この後の今年度の開設の計画はあるのでございますか。

生涯学習推進課長 今年度、ひがしまち、あざぶ、みたと続いて新規校を開設してまいりまして、今年度はこれらで終了です。

五味原委員長 来年3月までなし。

生涯学習推進課長 来年については、今少し整理しているということでございます。19年度は新規で3校の実施を予定しています。

五味原委員長 ほかにいかがでございますか。

6 図書館・郷土資料館10月事業実績と11月事業予定について

五味原委員長 それでは次に移らせていただきます。

6、図書館・郷土資料館10月事業実績と11月事業予定について、図書・文化財課長、お願いします。

図書・文化財課長 それでは資料ナンバー11でございます。まず1、2ページが、図書館の10月分実績表、3ページが図書館の11月予定表でございます。4ページに図書館の利用集計表がございます。利用者は徐々にといいますが、毎月伸びております。それから5ページ、10月郷土資料館の実績表です。これは職場体験が、高陵中学校と六本木中学校の生徒の方でございました。それから6ページ、11月郷土資料館の予定でございます。それから最後のページでございますが、11月の展示ということで、「UKIYO-E 名所と版元」を現在実施しております。

簡単ですが、以上でございます。

五味原委員長 ただいまの報告については、いかがでございますか。

教育長 ちょっとご紹介だけしておきますけれども、11月の展示「UKIYO-E 名所と版元」というテーマで、12月3日まで今現在展示中なのですが、私この間行ってまいりました。なかなか内容が良くて、私自身大変勉強になりました。浮世絵とはこういうものなのかと。浮世絵は版画ですから刷るのですけれども、そんなに無制限に刷れないわけですよ。多くて200から300枚ぐらいですか。そうすると、細かい線の所がもうだめになってきてしまうのですね。それから版画の版木と言うのでしょうか、彫っていくわけですが、私は今まで1人であれは彫っているのだと思っていたのですが、そうではなくて、名人とお弟子さんのチームワークで彫っているらしいのです。例えば女性の髪の毛の生え際とか、ああいう物すごく繊細なところはお師匠さん、ほかの太い所は弟子が、そういうチームワークで彫っているという。

だから、なるほど、行って聞いてみないとわからないと。たくさんいろいろな勉強をしてきたのですけれども、ぜひ皆さんも行っていただきたい。大変おもしろいと思うので。

澤委員 今でいうとアニメーションみたいな、チーム編成でね。そうか、下請けがたくさんいるわけ。私もああいうのは名人が1人でコツコツとやっていたのだと思いましたけれども。

五味原委員長 ほかにいかがでございますか。

横矢委員 図書館の行事実績表なのですが、ブックスタートが何か軌道に乗ってきたなど

いう感じでうれしいなと思いました。シーズンがいいということもあるのかもしれませんが、定着させていただきたいと思います。

澤委員 多いですね、10月、確かにね。

図書・文化財課長 計画は3人と書いてありますけれども、何人いらしても大丈夫なようになっておりますし、少しずつ定着してきて、お話しなんかにも。

横矢委員 前1人2人だったのが。

館長 お話しも最初より小さい子も連れてくるようになって、お話しも多少ふえているというふうに、それぞれの館で実施しておりますので、いいことなのかなと思っています。

五味原委員長 よろしゅうございますか。

教育長 前回といたしますか、1、2週間前に日経新聞の中で、教育、子育てしやすい都市はどこかみたいですね。港区も一つは教育費、1人にかかる教育費が高いというのでナンバーワンになっていました。それはそれで大変結構なことだと思うのですが、その中で図書館、区民1人当たりの冊数は全然上位に顔を出していない。浦安市ですか、有名なのは図書館でいうと、いつもトップに出てきたり、運営の方法についてもあそこは大変専門家がたくさんいてということなのかもしれませんが。

少なくとも、この学校図書館は今蔵書の入替えを本当にやっておりますし、中身についても冊数もふえてきているわけです。一般図書館の図書の方のこれもやはり本当に充実していかなくてはならない方向だろうと思うのですが、この辺の進行状況については、その辺はどのように進めるつもりなのか、ちょっと委員の皆さんに説明してください。

図書・文化財課長 図書館基本計画を昨年度まとめておまして、とりあえず今80万冊ぐらい、6館全体でありますので、まずは100万冊を目指そうということで考えてはいるのですが、いかにせんスペースがなければ確保できないということで、今現在は麻布の改築を想定して動いております。

それから高輪地区で用地を購入して、あそこに「こども中高生プラザ」というのができる予定に計画になっておまして、そこに図書を置けないかということで考えております。それから港図書館の改築も今後、仮設あるいは建てかえ地があれば進めていきたいと考えております。

今のところ、具体的には麻布が計画に載っているということぐらいで。あとは副本ですとか大分ありますのを除籍をしながら、新しい物をどんどん入れていって、図書購入費そのものは予算を大分つけていただいていますので、そういう形で移動書庫数をしっかりしていきたいというふうに考えております。

それから、教育長も常々言っていますけれども、学校図書館との連携、これも進めるということで、児童担当もどのような取り組みでということにあります。

教育長 この間、中学校のリーディングアドバイザースタッフと図書館のスタッフと何かミーティングしたそうですね。ミーティングしていろいろどのように連携をしていったらいいかということについて、そういう会議といたしますか、そういうことを開いた。とてもいいことではないかと期待しているのですけれども。

図書・文化財課長 学校図書館の全国協議会が芝浦小学校の校長先生が幹事になっていて、その大会といいますが、年2回あるのですが、そこの方にも図書館、今日でしたか、図書係長と児童担当の職員が参って、今勉強している。

五味原委員長 学校訪問で伺うと、学校の図書室というのは、特に統計的な書物が新しくなって、冊数もふえているというのが非常にいいことだと思いますね。

小島委員 だから図書館と学校図書館その他が誘起的にうまく連合すれば、区民なり児童の利用の機会がふえるわけだから、そこら辺全体的に本の数というか、考察するようにできればいいと思います。

そうした場合に、先ほどの赤坂図書館のような、駅前型で、赤坂図書館にない本が次の日ぐらいに持ってこられている、その持ってこられるというのはどこから持ってくるのですか。

図書・文化財課長 例えば港図書館にあり、赤坂図書館にない。そういう本はいっぱいあります。それを予約をしておけば、毎日2回車が走っていますので、区の方で用意した車、それで処理ができれば、そちらの図書館に届いていく。

小島委員 そうすると、図書館だけではなく、どこか区の施設で、図書を保存するセンターみたいなものをつくったらどうなのでしょう。そうすれば、そこで所蔵している本を貸出希望によりグルグル回せる。物理的、キャパシティ的にこれ以上本をふやすことは難しいとすれば、本を保存するセンターを作って必要に応じて配送するということは、どうなのでしょう。

教育長 この間、区民の区長宛のメールの中にも、他区と港区を比較して、もう少し図書館をつくるというよりは、貸し出しとか受け取りとか返却とかそういったことができるような、そういうことができませんかみたいな、そういうことをやっている所ありますよというような話があったのですけれども、私も前々からその話は大事だと思っているので、学校図書館との連携。

ただし、学校図書館のつくりが、例えば学校の中の2階とか3階とか、安全上、だれでも入って行ってというわけにはいきませんので、そういう意味で今度新しい学校などをつくるときには、そういう区民がそこに行って、借りる。今、本をインターネットで予約できますから、予約していたものを受け取る、あるいは返却するみたいなものができる就非常によい。

そういうことを考えると、例えば生涯学習館だとかそういったほかの所にそういうコーナーを置いて、そしてそういう業務をしてもらおうということだってできると思うのです。今インターネットでとにかく予約することができました、そうしたらそこに運ぶとか、そんなことは今、図書館の方でも基本計画などの中でもそういうことを言っていますので、研究してもらいたいです。

澤委員 小島委員が言われているように、何も一つの図書館に全部置いておく必要はなくて、うちなんかもどんどん古い論文誌がたまってしまうから、山中湖とかなんかそちらへ保管してしまうのですよ、もう古いのは、必要ならば、申し込めば数日で。郷土資料館とかなんかつくるのだったら、その所にもそういう。

五味原委員長 確かに小島委員のアイデアは時代に即していると思います。例えば児童館とか、区が関連している所で受け渡しだけ。まさかコンビニへお願いするわけにはいかないでしょう。

ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

7 指導室 11月事業予定について

五味原委員長 それでは次に移らせていただきます。

7、指導室 11月事業予定について、指導室長、お願いします。

指導室長 資料ナンバー 12をご覧ください。11月ももう半ばになってまいりましたが、指導室の事業でございます。

11月には特に研究発表会、10月からスタートしていますが、区の研究発表会、区の研究パイロット校、そして都の人権尊重ということで、5回ほど今月は発表会がございます。

また、先ほどもいじめということがございましたが、2～4年次の虐待のことも順につながることで。そして都の人権尊重でも命のことについての幼稚園からの育ち、そしてスクールカウンセラーの連絡会の実施。また副校長園長研修会では、食肉市場の人権尊重というか、同和問題も含めたそういう研修も含めながら、全体的に子どもの心を育てるという視点からも研修を深めてまいりたいと思っております。以上です。

五味原委員長 ただいまの報告につきましてはいかがでございますか。

小島委員 今月いじめと不登校の問題や、虐待の問題とか、いろいろ人権にかかわる問題について研修が幾つか組まれておりますので、それは非常に良いと思っております。

この1、2カ月、教育委員会に関連すること、学校現場に関連することが集中的にマスコミに報道されているわけですが、我々教育委員会に携わるものとしても、この問題については真剣に考えなくてはいけないものですから、この点について指導室の方で特に深く研究されて、体制を整えていただきたいというふうに要望したいと思います。

指導室長 今学校では10月の半ばから今月の半ばにかけて、全員の子供と1人1人個人面談をしてくださいとお願いしています。いろいろ聞くというよりも1人1人にしっかりと大人が向き合うことが大事ということで、再三学校にお願いして、来週あたりに実施状況を把握したいというふうに今言っているのが1点目です。

それから問題があった子どもについては、学校内でサポート会議などを開きます。教育委員会といたしましては、今、今日配ろうと思っておりますが、こういう保護者向けのいじめしないさせない見過ごさないという、これ保護者向けのカラーのものを全保護者に渡します。それから子ども版には、カラーで1人1人の子どもにいじめ相談カードというものを配ります。いつでもランドセルに入れて、何か困ったら電話しなさいなどが書かれている小学校低中学年向けと、小学校高学年と中学生向けと2種類の物を今印刷して、今週中には子どもたちの手に渡させたいと思っております。

それからセンターにおける電話相談も改めてアピールして、どうぞいつでもというふうなことで進めていきます。

おかげさまでいろいろ1人1人に話し合ってもらった結果、いじめにつながるような児童が発見されたという報告もいただいておりますので、これからも通り一遍のことではなく、本当に1人1人の子どもにしっかりと向き合うという体制を、学校全体でやっていただくようお願いいたします。

小島委員 指導室長のお話を聞いて、非常に頼もしいという感じです。ぜひお願いしたいと思います。

五味原委員長 ほかにいかがでございますか。

小島委員 私は区の人権擁護委員を2期6年やっていたのですが、人権擁護委員をやっているとき、各小中学校の校長先生のところに行って、人権擁護委員としてのいじめ防止相談、人権110番というのを配らせていただいたのですが、人権擁護委員と学校との連携がもう少しスムーズにいけばいいと思うのです。ただ人権擁護委員の数が区で6人しかいないものですから、やはり今指導室長のお示しになったそれの方が役に立つと思いますが、できれば人権擁護委員との連携ということも考えていただけるといいと思います。

指導室長 ぜひ連携をとってまいりたいと思います。子どもの相談の電話には、子ども権利擁護専門相談事業ということで、「東京こどもネット」という電話もご紹介しておりますので、そうしたところにも相談できるようなことを知らせていきたいと、これからも思っております。

五味原委員長 ほかにいかがでございますか。

横矢委員 今のことについてちょっと質問なのですが、全員個人面談というような形でされているのは、会うのは担任の先生ですか。

指導室長 お知らせでは担任の先生と言っていますけれども、担任の先生に相談しにくい子どもも中にはいると思いますので、学校を挙げてということで養護教員の先生、スクールカウンセラーの方、校長、副校長も含めて全員体制でだれかが話をするという形で、担任のみというふうにはお話ししておりません。

横矢委員 何かかえって、担任だと三者面談なども通常あるので、あまり変わりばえがしないような気がしたのですけれども。スクールカウンセラーの先生の方には特別にこの個人面談をやりましたということではなく、個人的に子どもが言ってきているとかという傾向とか出ていることはないのでしょうか。

指導室長 今回特別そういうことで調査はしておりませんが、毎月小学校のスクールカウンセラーについては、相談状況を全部こちらが把握しておりまして、いじめの相談なども10月分には結構ございました。

横矢委員 それに対応していただいているということですね。よろしくをお願いします。

小島委員 あといじめの問題が発生して報道されると、学校長や担任の先生に対する責任追及が激しいのですが、それは確かに第一義的にはそういうことなのでしょうけれども、やはり学校の先生だけで全てのいじめを未然に防止しろと言われても、100%防ぐのは非常に難しい。そうすると学校だけではなく、やはりいじめられている子の親御さんも何か気づいている面もあるだろうし、いじめをやっている子どもの親御さんに対しても子どもに対するしつけをしっかりとしなさいという面もある。やはり責任を学校だけに集中されても困るので、親御さんたちもこのいじめの問題にどう取り組んでいくのか、いじめ防止の体制には学校の先生だけではなく、保護者の方も何らかの形で入っていただく必要がある。

横矢委員 P T Aにお会いしたときに、すごく積極的にまちのおじさんとしてもかかわっていき

たいのだということを強くおっしゃってしまっていて、PTAの役員さん初め、すごく力をやはり入れていらしたのが現実だと思います。マスコミが何となく……。

小島委員 学校だけに集中的に責任追及をしてきているのだけれども。

横矢委員 学校と教育委員会と文科省という。

小島委員 それをあえて否定するものではないが、親御さんにももう少し何らかの責任の分担、いじめ防止の体制における分担をしてもらわなくてはいけないという気がします。

澤委員 それはだって親が一番敏感に感ずるはずではないですか。だから親が相談に行って、学校がけんもほろろではまずいのだけれども。小島委員が言っているように、それから地域ね。社会全体で考えて。

教育長 この間の幼小中P連の会長さんとの教育委員のお話の中でも、いじめの問題の中で具体的に言いますと、いじめ防止あるいはいじめ撲滅というか、そういうキャンペーンを開いたらどうかというような話がありました。私もそれは賛成しました。それは年に1回でいいのかどうかという問題はいろいろ方法論としてはあるのでしょうかけれども、そういうキャンペーン週間とかキャンペーン月間とかそういうものを設定して、そこではもちろん学校はやりますけれども、そうではなくて親御さん、しっかり子どもから話を聞いてくださいよ、見てくださいよと、地域の方も皆さん見てくださいと、そういうことの広報活動をしっかりして、みんなでその子どもを見るのだというような、そういう期間を設けないと、1年中何もしないでだらだらだらだらやっているとなかなか見落としてしまう部分も出るので、交通安全、春秋の週間もありますけれども、そういうような何かやることも大事なのではないかと、特によく見てくれというところですね。その中でそういうことをしっかりうたって、そしてやってもらうということが必要なのかなと思うのですけれども。

五味原委員長 ほかにありませんか。指導室長、きのう学校訪問で、青南幼稚園を訪問したのですが、やはり職員室を見ておきますと、あそこで教諭が5人か、6人ですよ。それでコンピューターが3台、1台は事務用に使っている、あとの2台だけが教育用。これは足りないのではないかと。

この辺は学務課長、ぜひ要望ですけれども、この前のコンピューターのときも、逐次というお話でございましたけれども、小中学校に比べて、幼稚園に対するコンピューターの配置は余りにも貧弱ではないかという気がしたのです。これあくまでも要望でございます。現状を見ていただいて、改善を図っていただきたいと思います。

第2 協議事項

1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて

1 学校教育の環境整備について

港区立小中学生海外派遣実地踏査について

五味原委員長 ほかにないようでございますので、次に移らせていただきます。

日程第2、協議事項。

1、港区における生涯教育の施策の方向づけについて、学校教育の環境整備のうち、港区立小中学校生海外派遣実地踏査について、指導室長、お願いします。

指導室長 資料ナンバー 13 をご覧ください。先月 22 日から 30 日まで実地の調査をしてまいりました。その間、統括指導主事の新庄が行ってまいりましたので、新庄から詳しく説明をさせていただきます。

統括指導主事 資料に沿いまして、報告をさせていただきます。

10月22日から30日までの9日間ですが、移動日が2日間ありますので、実質は7日間のオーストラリア滞在ということになりました。

今海外体験学習準備委員会を設置しまして、そこで来年度実施に向けて協議をしていますが、その委員長であります小学校代表の東町小学校の鈴木校長先生、中学校代表の港陽中学校の佐藤校長先生、それから長谷川指導主事と私の4名で行ってまいりました。

これは今実施しています小中学生の国際人の育成を目指す教育の推進の一環としまして、来年度小中学生海外派遣事業を実施いたします。体験学習とか、ホームステイ、現地校での体験入学等を今予定しております。

今回はオーストラリアに行きましたが、オーストラリアを派遣地として選びました理由としまして、小学校はメルボルン、中学校はパースですが、治安がよいということのを第1に考えています。2番目は時差が少なく、身体的な影響が少ないということです。日付変更線を越えませんが、9時間ぐらいかかるのですけれども、その日のうちに着きます。

もちろん海外体験学習としましては、時差を体験するというのも一つの学習ではあるのですけれども、第1回目ということで、来年度につきましてはそのような配慮をしたいと考えています。

それから三つ目としましては、英語圏なので、国際化の授業等で行った子どもたちの英語によるコミュニケーション能力の育成がつけられるのではないかと考えております。

四つ目としては、夏休み中、日本の7、8月中に実施する予定でいますので、体験入学できる学校が休みにない国ということで、アメリカの候補地も考えたのですが、アメリカはやはり日本と同じで7月8月9月ぐらいまでお休みになりますので、体験入学ができない。それでオーストラリアは南半球ですから、日本と全く季節が逆になるので、ちょうど7月8月の時期は学校がやっているということで、それも一つの理由に挙げています。

オーストラリアのうち、ニューサウスウェールズのシドニーが非常に日本人が観光で、また海外体験学習で行く機会が多いのですが、なぜパースとメルボルンかといいますと、今日本からの留学生とか旅行者、海外派遣の受け入れが非常にこの7月8月中はニューサウスウェールズのシドニー近郊は多くて、ホストファミリーの受け入れ校、また受け入れ先が飽和状態であるということが一つの理由になっています。それでメルボルンはオーストラリアの第2の都市で、非常に緑が豊かで、公園と教会のまちと言われるぐらい落ち着いたまちであるということで、小学生を体験させる候補地になっています。パースは西オーストラリアの州都で、1年を通して温暖な気候であり、非常に治安が良いということで選んでいます。

あとオーストラリア大使館が港区にありまして連携をとりやすいということも一つの理由に挙がっています。

以上のような理由から、オーストラリアのメルボルンとパースを候補地として選びました。

実際に資料の中にもあります主な訪問先ということで挙げてあります。今回現地学校を4校視察しました。これ全て公立学校です。オーストラリアの学校は6歳から12歳までのプライマリースクール、幼稚園と小学校を合わせたようなものと、それからハイスクールまたはカレッジと言われている7年生から12年生まで、13歳から18歳までの二つの教育制度になっています。

小学校につきましてはプライマリースクール、中学校につきましてはハイスクール、中学生、高校生と一緒に学んでいるような、そこで体験入学をさせてもらおうと思っています。

オーストラリアには七つの州があります。ニューサウスウェールズ、ビクトリア、タスマニア、ノーザンテリトリー、サウスオーストラリア、ウェスタンオーストラリア。あとはキャンベラという首都特別地域があるのですけれども、州が変わると国が違うというぐらい教育制度、それから法律が違っているそうです。実際にメルボルンはビクトリア州で東側ですけれども、パースは西オーストラリア州で、全く二つの教育制度、それから学習指導要領のような指針とかそういうものが違っていました。

それでこの二つの最初の につきましては、メルボルン・小学校で、現在かなりアジア系の移民が多くいます。私は9年ぐらい前に1度メルボルンを訪れているのですけれども、そのときに比べてかなりアジア、ベトナム、インドネシア、カンボジア、それからアフリカ、スーダン、南アフリカ、そこからの移民が多くいるということで、実際に写真黒くてわかりにくいですが、教室が大体25人前後の子どもたちが学んでいるのですが、アジア系の子どもたちが随分学習しているということがわかりました。

ただ学校での使用言語はもちろん英語で行っていましたが、どちらの小学校も非常に落ち着いて、先生方の指導力が素晴らしいということを感じました。港区の子どもたちが学ぶのには本当に良い環境ではないかということで、一緒に行った校長先生方の方からは、子どもたちではなくて、先生方を派遣して、その指導力を学んでほしいという意見も出るぐらい、素晴らしい、落ち着いた学習、教育活動を進めていました。

と につきましては、パースの中高等学校で、パースは本当に明るいというイメージがとても強くて、それからやはり広大だというイメージが強いまちでした。メルボルンと同じように、都心とそれから居住地が少し区別されて、皆さんは働くためにパースの都市、まちまで行って、それで車で20分ぐらい行った所に、郊外と言われている所に居住地があるというような所で、子どもたちが体験学習をする、ホームステイをするについても、非常に港区の雰囲気と似ているような感じで、かなり安心した体験学習ができるのではないかという印象を持ちました。

日本からの海外体験学習というのは非常に少ないようです。少ないというのは、パースまで行くのにちょっと時間がかかるということもありまして、小学生の受け入れをほとんど行っていないようでした。和洋国府台、私立の和洋国府台の高校生が、都市部のまちに行っているということを聞いています。

あと日本からの高校生なのですけれども、日本の高校を1年で退学して、もう1人で単身でパースの方に来て学んでいるという広島からの男の子がいましたけれども、とてもたくましく、1年ちょっとですけれども、英語は全く支障がないぐらいにできて、校長先生と本当に気軽に英会話で

話しているという姿を見ました。学校生活も楽しいということも話してくれました。

パースには日本人が約3,000人ぐらいということで、非常に少ないということです。学校も移民が少なく、アングロサクソン系の人たちが多いという印象でした。

この学校につきましては、視察をしたのですけれども、来年度はこの学校になるかどうかというのは今調整しています。必ずしもこの学校で受け入れてもらえないようなこともあります。番のCanning Vale Collegeという所は新築工事に入っているということで、現段階では来年の受け入れはしませんということ。これは今後調整をしていく予定でいます。

2番目に教育省。これは教育委員会に当たるようなところですが、ビクトリア州の教育省と、それから西オーストラリア州の教育省を訪問しまして、担当者と話し合いをしてきました。港区が望んでいるような地域、それからどういう体験学習をしたいかという要望等を話しまして、学校の紹介といろいろなアレンジにつきまして依頼をまいりました。

二つの州がそれぞれ、港区ではないのですが、千代田区の方に州政府の事務所、日本オフィスがあります。その人たちとも話を進めていければと考えております。

3番目のホストファミリーですけれども、四つの家庭を訪問させていただきました。ここはもうずっとホームステイを受け入れているという家庭で、日本との住宅事情を考えますと、ベッドルームが四つとか五つあって、ホームステイの子どもたちを受け入れるための十分な家でした。それで家庭での使用言語を英語ということをもまず第一に希望しています。やはり移民がいるということで、北京語とかインドネシア語を家では話すという家もありますので、そうではなくて必ず使用言語は英語であるということを目指して希望してきました。

移民一世ではなくて、セカンドジェネレーションというのでしょうか、移民をした方のお子さん、それからお孫さんたちがいるところであれば、もうその人たちはほとんど聞くことはできるけれども、例えばフランス語を話すことができないとか、インドネシア語を話すことができない。ほとんど英語でネイティブの話をしているという家庭を希望してきました。そこだけではなく、もちろんオーストラリアに昔からいる方たちの家も希望してきました。

あとは子どもたちの不安が少しでもなくなるようにということで、1家庭で2名を受け入れてくださいということをお願いしてきました。

三つ目には、受け入れ校に通う、体験学習先の学校に子どもがいる、そういう家庭で、一緒に学校に行かれるような、そういう要望をしてきました。小学生は今のところ2泊3日のホームステイを、中学生は5泊6日のホームステイを予定しています。これはオーストラリアに着いた日と、それから帰国する日についてはホテルに滞在して、オーストラリアの少し環境に慣れてからホームステイに入って行くという形で、全てをホームステイさせるとは考えてないということで、必ず休日、土曜日曜を日程の中に入れて、ホストファミリーとの休暇を楽しめるような計画を考えています。

4番目には、体験学習・見学の候補地を幾つか回ってまいりました。TAMBURLGUM FARMという農場です。これパースの近郊です。羊がたくさんいますので、羊の毛狩りとか、羊をシーブドッグ、犬を使って追い込むところとか、あと牛の乳搾りの体験とかそういうものができるような農場です、それも見てきました。あとは動物園なのですけれども、動物園といってもおりに入っ

ている動物を見るのではなくて、実際にカンガルーに触ったり、ヤギにえさをやったり、あとウォンバット、ユータリーなのですけれども、それと触れ合える、そういう体験型の動物園を見てまいりました。

あと小学生につきましては、今回行って来なかったのですけれども、やはり体験型の動物園とか、オーストラリア特有の動物がたくさんいますので、そういう物に触れられる動物園、それから教会、あとは市場ですね、週に3回ぐらいいろいろなお土産品であったりとか、日用品、それから野菜とかお肉とかいう、そういう市場を見られるような形で見学してまいりました。

何しろ外国人のこういう生活体験を通して、子どもたちが英語を活用するということと、国際理解を深めていく、そしてまた自国の文化とか歴史等を改めて考えるという、そういう機会にさせたいと思ひまして、今後この実地踏査を踏まえて準備委員会で検討しながら、今後の実施要項の制定とか、それから選定方法、実施内容等について深めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

五味原委員長 ただいまの説明につきまして、いかがでございますか。

澤委員 二つほど。現地の状況を把握するのはちょっと行っただけでは難しい。このI S E（現地オペレータ）の紹介によると書いてありましたけれども、これはどういう組織なのですか。

統括指導主事 これは海外体験学習をするに当たって、日本からの受け入れ先とか、ホストファミリーのアレンジをしてくれる会社です。今回J T Bを通してこの実地踏査を行いまして、J T Bが依頼したフリーランスのエージェントになります。

来年度につきましては、教育省を通して学校の紹介、それからホストファミリーの紹介をしていただくということで話を進めてまいりました。

五味原委員長 ほかにいかがでございますか。

澤委員 そうするとこの学校の制度というのまだちょっと、先ほどちらっと説明いただいたのですけれども、このプライマリースクールというのは幼稚園と小学校。

統括指導主事 プレップといいまして、6歳の幼稚園生がいる、それと併設になっているのですけれども、1年生から12年生まで、イヤートゥエルブまでの6年生までいる、一緒になっています。それをプライマリースクールと言っています。

澤委員 このハイスクールとカレッジというのは。

統括指導主事 呼び方が違うだけで同じなのですけれども、7年生、イヤーセブンからイヤートゥエルブまでの7年生から12年生までが一緒に勉強しています。13歳から18歳まで。

澤委員 中高一貫というような感じになるわけですか。

統括指導主事 そうです。ですから必修授業はみんなそれぞれ学年ごとに行ったりしているのですが、選択授業などになりますと、中学生の12歳と18歳が一緒に行っていたりとかそういうことがあります。選択授業でも、400メートルまで、ゼロヨンと言うのですけれども、その距離とスピードを競うような、何かエンジンのすごい車をつくってしまして、興味がある中学生と高校生が一緒になって、そういう車のエンジンをいじったりしています。

澤委員 カレッジも同じなのですか、名前は違うけれども。

統括指導主事 同じです。

小島委員 この四つの学校を視察してきたのですが、4番目の学校は改築で受け入れが困難だということなのですが、ほかの三つの学校は具体的に受け入れても良いというお話まで進んだのでしょうか。

統括指導主事 進んでいます。

小島委員 では積極的に受け入れてくれそうなのですか。

統括指導主事 直接話をしてよろしいでしょうか。

それは進んでおりますが、ただ教育省の方、ちょっとビクトリア州の方はもう教育を一つの産業として考えておられて、教育省を必ず通してくださいという話なのです。ですから、この I S E という、インターナショナル・スチューデント・エデュケーションという会社が紹介してくれているのですけれども、こことは別の学校を考えてくれると言っています。

小島委員 教育省が。

統括指導主事 はい。西オーストラリアの方につきましては、まだそういうふうな産業的に考えていませんので、アレンジもしますし、例えば J T B のような会社を通してやっても構いませんという話をしています。

教育長 いずれにしても、この三つとか四つで足りないです。派遣をする子どもたちがペアになってホームステイするその先の子どもが通っている学校というと複数になりますので、1校や2校ではとても間に合いません。ですからもっともっと、これはホストファミリーと学校というのは密接な関係がありますから、ですからその辺も含めてやっていかないと難しい。ですから中学校でやはり4校とか5校とか、小学校でもやはりそのぐらいな形にならざるを得ないのではないかと。本当は固まっている方が管理上は楽かもしれませんが、そういうわけにはなかなかいかない。

五味原委員長 ほかにいかがでございますか。

教育長 これはまだ決まっていないのですけれども、例えば3番のホストファミリーで、今新庄統括から話がありまして、休日を日程に入れてということになると、小学校の2泊3日をやると、土日の休日になると、学校は1日しか行けないという話になってしまうので、この辺はまた今後やはり考えていかないと、学校に行ける日数もやはり複数日ということ、そして中で土日も入っているという形にすると、もう少しやはりふやさなくてはならないかと。まだ実践に行ったばかりですから、これから本当に本格的に細かくいろいろやっていかななくてはならないことが随分あるということ。

小島委員 その学校は、結構こういう受け入れの経験が豊富な学校なのですか。

統括指導主事 今回行ってきた4校については、かなり経験があります。

小島委員 やはり経験がある方が安心かと。

教育長 オーストラリアは、中学校や高校生の受け入れは慣れているのです。パースは別としても、ビクトリア州とかサウスウェールズとかあちらの方は、もうたくさん行っています。ところが小学生の受け入れというのはどこもほとんど経験がないのではないのでしょうか。その辺はどうだったのですか。

統括指導主事 どちらも行ってきましたけれども、あまり小学生は受け入れたことがないので、私立で何校かやっている所がありますが、港区のような形で例えば35人以上というところはあまりないというふうに聞いています。

五味原委員長 ほかにいかがでございますか。それではよろしゅうございますか。

次に、教育政策担当課長、お願いします。

教育政策担当課長 本日のところ、継続協議でお願いします。

五味原委員長 それではこの件につきましては、継続協議とします。

続いて、学務課長、お願いします。

学務課長 本日のところ、継続協議でお願いします。

2 社会教育の施策について

五味原委員長 協議事項の2、社会教育の施策について、生涯学習推進課長、お願いします。

生涯学習推進課長 本日のところ、継続協議でお願いします。

五味原委員長 ほかに何かございますか。

第3 審議事項

1 議案第29号 港区教育委員会文書管理規程の全部を改正する規程

五味原委員長 それでは、日程第3、審議事項に移らせていただきます。

1、議案第29号 港区教育委員会文書管理規程の全部を改正する規程について、参事、お願いします。

参事（庶務課長事務取扱） 平成18年12月1日から、文書管理システムが稼働します。それらに伴いまして、港区教育委員会文書管理規程の全部改正をいたします。

議案資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。最初に新しい規程がございます。真ん中あたり11枚ほど、ちょっとページ数がふっていないので、申しわけありません。真ん中ほど11枚ほどめくっていただきますと、四角の枠で囲まれた文書管理規程新旧対照表がございますので、こちらをご覧いただきたいと思います。上段に改正案、それから下段に現行の規程がございます。順番にご説明をしたいと思います。

まず第1条については振り仮名「もつて」の「つ」というのが大きな字で書いてありまして、これを小さな字にということで、これは条文整理でございます。

それから第2条が用語の定義ということでございます。電子文書という新たな概念が入ってきたことに伴いまして、普通の文書、これは紙の上に永続するべき文字等で記載したものが、第2号が電子文書ということで、電磁的記録のうち、文書管理システムによる情報処理の用に供するための当該文書管理システムに記録されたものと。

それから3号で、この文書と電子文書を合わせて文書等という形になります。

なお、4号以下、条数のところにだけ傍線が引いてあるのは、新たに途中に条文等規程が入ったことによって、繰り下げられているということでございます。以下同様でございますのでお願いし

たいと思います。次のページについても、用語の定義ということでございます。

そういうことで、起案文書、收受文書、これは外から受け取った文書の定義です。供覧文書、これは閲覧に供するための文書、意思決定を伴わない。

それから11号については、文書管理システムの定義でございます。電子計算組織を利用して、文書等に関する事務の処理及び文書等に係る情報の総合的な管理を行う情報システムというものでございます。

総合行政ネットワーク文書、これは国と地方自治体との間をネットワークで結ぶものでございます。現在も既に国からはこのネットワークを通して、文書等の一部やり取りがされております。

それから13号は電子署名ということで、この12号の電子行政ネットワーク文書をやり取りする際に、本人であるということを確認するための署名という、そういうシステムということでございます。

続きまして、第4条、次のページをご覧くださいと思います。

これは事案の決裁の方式ということでございまして、これもシステムの中で電子決裁という方式が既に導入されております。これ決裁は文書管理システムを用いた電子決裁方式によるということを原則とするということが第1項で規定されております。

第2項は、例外的に書面の決裁方式の方が効率化等の観点から合理的であるという場合には、それも許されるということでございます。

第3項については、特に緊急の扱いを要する事案ということで、起案文書によらない事案の決裁をすることができるということで、通常今やっております文書に下駄版というのですが、ゴム印を押して、そこに教育長から次長、庶務課長と書いてあるのを回して決裁をしていくという、簡単なものについて使っておりますが、これも例外的に残るということでございます。

5条以下は、条文の先ほどの整理でございます。

第8条、次のページをご覧くださいと思います。文書主任というものを設けてございます。文書主任は、それぞれの課の庶務担当の係長ということですが、この任務、職務が書いてございますけれども、第5号、先ほどの総合情報ネットワーク文書の受信、送信、電子署名に関することというのが加わりました。

それから第10条で、ファイル担当者の設置ということが新たに設けられました。これは文書主任または文書取扱主任の職務を補佐するということで、担当の職員を指名するというものでございます。

それから11条は、文書管理システムによる処理等というものでございます。

それから、ずっといきまして、14条の第2項、次頁になりますけれども、第14条というのがございます。上の方だけ見ていただきたいんですけども、14条、委員会に到達した文書の処理という規定がございます。これ次のページのところに第2項というのがあります。これについては、文書の種類によって具体的な処理の方法ということがございました。書留等の場合、それから訴訟等の権利の得失にかかわるもの、それからそれ以外のものという形で整理されたところでございます。

次に第15条、配布文書の処理ということでございます。これについては、庶務課長が定める文書等の管理上必要な事項を文書管理システムに登録をすることです。ただし、文書管理システムへの登録を省略することができるという形で、これは従前と同様、ポスター、図書その他のものについては、文書管理システムに登録をしなくてもいいという形になってございます。

それから17条、ファクシミリの利用による收受でございます。これはこれまでファクシミリによる文書の受け取りということをしておりましたけれども、規定があいまいであったということで、改めてファクシミリによる文書の收受ということで、ファクシミリによって着信した電磁的記録の内容は速やかに出力し、紙に記録するというところでございます。

次に18条で、電磁的記録の受信ということでございます。電磁的記録は通信回線に接続した情報処理システムまたは文書管理システムにより受信するということを原則とし、このうち收受の処理が必要と認められるものを、文書管理システムに登録するというものでございます。フロッピーディスク、光ディスク等の媒体のやり取りによって、電磁的記録を受領することもできるという規定になってございます。

19条についても、同様の文書管理システムへの登録の規定でございます。

第20条は起案ということでございまして、起案をする場合、一部の例外を除いて、文書管理システムに事案の内容その他、所要事項入力をして記録する。そういう方式を電子起案方式と言いますけれども、そういう形で行う。これにも例外がございまして、必要と認めるときには、書面起案の方式によって起案を行うことができるという規程になってございます。

それから20条の次のページ、第6項でございますけれども、これは今まで規定がなかったのですけれども、港区公文規程により、平易にかつ明確に行わなければならないという、起案の原則という方法について規定されているものでございます。

あとずっときまして、現行法の起案文書の登録というのは、先ほどの17条の下段にあります。これは先ほどの電子文書の登録という規程がございましたので、これは削除されたということでございます。

それから、次に27条、これは起案文書の回付でございます。通常流れ方式という形でやっておりますけれども、第2項はいわゆる持ち回り回付ということで、その内容を説明する職員が持ち回りで回付する。これは特に緊急の取り扱いを要する、あるいは機密の取り扱いを要するというようなことでございます。

28条は供覧でございます。電子文書の供覧は一斉回付方式による。文書の供覧は流れ方式による。いわゆる電子上のものはもう一斉にやりますけれども、通常の紙のやつはこれまで同様、次から次へ回していく、流れ方式によると、そういう規定でございます。

次に29条でございます。資料文書の登録ということです。これは起案文書及び收受文書以外の文書で、保存年限が1年以上のものを資料文書として保管するという規定でございます。

それから30条は浄書等の規定でございます。

それから31条は公印及び電子署名ということで、原則は公印を押さなければならないわけですが、対内文書、それから軽易な文書は、公印の押印を省略することができるという形でござ

います。

それから総合行政ネットワーク、これ国と都のやり取りをする文書ですけれども、電子署名を行うという規定になっております。

それから32条でございます。これは文書等の発送方法に文書管理システムによる送信を追加するという規定でございます。

それから33条でございますけれども、電子文書の整理、保管及び保存は文書管理システムによるものとしますという規定でございます。

次からは条文の整理ということでございまして、41条でございますけれども、41条の第4項ですけれども、保存年限を超過した電子文書については、庶務課長が削除するという規定でございます。

その他、経過措置ということでございますけれども、11月30日以前に起案し、または収受し、あるいは改正前の文書管理規程に定める文書管理カード等、所要事項を記載した文書については、旧規定に従って処理し、及び管理をします。それから12月1日以後、平成18年度内の文書等の番号は、第10001号から一連の番号でつけ始めますということが規定されているものでございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

五味原委員長 ただいまの説明について、いかがでございますか。ご質問等ございましたら。

小島委員 当教育委員会の運営に当たって、本日の文書管理規程の改正はどんな影響を受けるのですか。特に影響はないですか。

参事(庶務課長事務取扱) 教育委員会の開催の公告をする文書が、起案をとっておりますので、こうしたものも電子文書システム、決裁等もやるという形になります。それ以外は特に。

五味原委員長 わかりました。ほかにございますか。

それではほかにないようでございますので、採決に入らせていただきます。

議案第29号について、原案どおり、可決することで異議ございませんか。

(異議なし)

五味原委員長 ありがとうございます。議案第29号については、原案どおり、可決することに決定いたしました。

「閉会」

五味原委員長 なければ、以上を持ちまして閉会といたします。

次回は12月20日水曜日、午後3時からの予定でございます。よろしくどうぞ。

(午前11時40分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長

五味原 康

港区教育委員会委員

小島 洋祐